# 輸入動物届出業務

# 1. 沿 革

当該制度創設前において、我が国には世界各地から多種・膨大な野生動物等を家庭用のペット等として輸入されており、海外においては、ウエストナイル熱や鳥インフルエンザ、サル痘など動物由来の新たな感染症が次々に発生していた。

感染症法及び狂犬病予防法において、サル(エボラ出血熱)、プレーリードッグ(ペスト)、 イタチアナグマ・タヌキ・ハクビシン(SARS)、ヤワゲネズミ(ラッサ熱) コウモリ・ イヌ・ネコ・キツネ・スカンク・アライグマ(狂犬病)については、輸入禁止又は検疫の 措置を実施していたが、これら以外の動物は、公衆衛生上の安全性が不明な状態で輸入さ れている状況であった。

海外からの病原体の侵入を防止するため、感染症法及び狂犬病予防法に基づき輸入禁止又は検疫を実施することは可能だが、①輸入量が膨大(哺乳類と鳥類だけで約100万匹)であり、かつ動物の種類も多く、全ての動物に対し検疫を行うことは物理的に不可能であること、②ペットの流通ルートが複雑多岐であり、問題が発生してから感染経路を把握するのは非常に困難であること、③大部分の動物が航空機により1~2日で輸入されている実態があること、等を踏まえると、海外で感染症の発生があってから輸入禁止又は検疫を実施する方法だけでは、対応が遅れることも考えられた。また、国際獣疫事務局(OIE)が定める国際動物衛生規約(OIE規約)では、感染症のまん延を国際的に防止する観点から、輸入国は動物由来感染症の原因となる動物について国際獣医証明書の提出を要求すべきである、としていた。

以上の状況を踏まえ我が国では、平成17年9月1日より動物(哺乳類及び鳥類。家畜を除く。)の輸入について、従来の輸入禁止及び検疫の措置に加え、輸出国で衛生管理を行い感染症の臨床症状がなかった旨の衛生証明書の添付や数量等の届出を義務付ける輸入届出制度を創設することとなった。

なお、我が国では、ペットの餌用などにねずみ等の動物の死体を輸入しているが、動物 の死体についても、感染症を媒介するおそれがあることから、新たに設ける輸入届出制度 等の対象とされた。

# 2. 平成22年輸入動物届出状況について

平成22年(2010)年の動物の輸入届出件数、数量の状況をまとめた。

### (1) 平成22年の分類別、月別の輸入動物届出実績(表1)

動物の届出件数は 3,714 件であり、届出数量は 3,084,916 頭羽であった。内訳は哺乳類の届出件数 2,281 件、届出数量 452,093 頭であった。鳥類の届出件数 1,429 件、届出数量 20,863 羽であった。齧歯目の死体の届出件数は 4 件、届出数量は 2,611,960 頭であった。

#### (2) 年次別の届出状況(表2)

年次別の届出状況をみると、総届出件数の対前年度比は 68%、総届出数量の対前年度 比は 85%であった。哺乳類の対前年度比では、届出件数は 101%、届出数量は 102%であ った。鳥類の対前年度比では、届出件数は 44%、届出数量は 28%であった。齧歯目の 死体の対前年度比では、届出件数は 44%、届出数量は 84%であった。

#### (3) 検疫所別の届出状況 (表3)

検疫所別に届出件数を見ると、成田空港の 2,627 件 (70.7%: 総届出件数に対する割合) が最も多く次いで関西空港の 810 件 (21.8%)、中部空港 229 件 (6.1%)、福岡空港 33 件 (0.8%)、新潟 7 件、東京空港 4 件、門司 4 件の順であった。

#### (4)輸出国・地域別の届出状況(表4)

輸出国・地域別の届出件数をみると、台湾 709 件(19.0%: 総届出件数における割合)、 米国 655 件(17.6%)、ベルギー373 件(10.0)、韓国 346 件(9.3%)、チェコ 293 件(7.9%)、 フィリピン 260 件(7.0%)、シンガポール 188 件(5.1%)、タイ 152 件(4.1%)、英国 147 件(4.0%)の順であった。

# (5)動物種別の届出状況 (表5)

動物種別の届出件数をみると、哺乳類では、齧歯目 1,738 件(46.7%: 総届出件数における割合)、食肉目 256 件(6.9%)、有袋目 181 件(4.9%)の順であり、鳥類では、オウム目 742 件(20.0%)、スズメ目 279 件(7.4%)、ハト目 142 件(3.8%)、タカ目 121 件(3.3%)、フクロウ目 114 件(3.1%)の順である。齧歯目の死体はマウスの死体が 3 件、ラットの死体が 1 件となっている。